

新型コロナウイルス感染症が気になる保護者の方へ

定期予防接種のお願い

予防接種は、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防するために非常に大切です。予防接種のタイミングは感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。

特に、生後2か月からの予防接種を受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていくときに、赤ちゃんがかかりやすい感染症（百日せきなど）から赤ちゃんを守るために、とても大切です。

子どもの予防接種は、決して「不要不急」ではありませんので、案内が届きましたらお早めにお済ませください。

高齢者インフルエンザ予防接種が始まります！

今年はインフルエンザの症状と類似している新型コロナウイルス感染症の流行も重なることが強く懸念されているため、早めに予防接種を受けましょう。

対象者 恩納村に住民登録のある方で、ご本人の意思確認ができる方

①65歳以上の人（接種日時点）

②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスで免疫の機能に障害がある身体障害者手帳1級の人

接種期限 10月1日（木）～令和3年2月28日（日）

※接種期限を過ぎると全額自己負担となります。

接種方法 各自にて医療機関へ電話予約

接種料金 無料（全額公費負担） ※助成は1回のみ

●令和2年10月1日～令和3年2月28日の期間に65歳のお誕生日を迎える方は、随時お誕生日前に役場から予診票を送付します。

季節性インフルエンザ予防接種の全額助成を行います！

今年は季節性インフルエンザの症状と類似している新型コロナウイルス感染症の流行も重なることが強く懸念されているため、インフルエンザウイルス感染症の発症が多い1～15歳を対象に予防接種の助成を今年度に限り実施します。季節性インフルエンザウイルス感染症の発症を軽減し、医療機関の混乱を避けるためにも予防接種を受けましょう。

対象者 1歳～15歳（中学3年生）以下のお子さま

接種期間 10月1日（木）～令和3年2月28日（日）

接種回数 1歳～13歳未満 : 2回 ※免疫効果を高めるためには3～4週間が最適
13歳～15歳（中学3年生） : 1回

自己負担 無料（全額公費負担）

接種前の 注意点

1. この予防接種は、予防接種法に基づかない任意予防接種です。接種にあたっては効果や副反応、健康被害救済制度などを理解したうえでご検討ください。
2. 医療機関によってはワクチンの在庫が切れている場合等がありますので、必ず医療機関へご確認の電話・ご予約を行ってください。
3. 自己負担で接種された場合は、役場窓口で償還払い（払い戻し）の手続きが必要な場合があります。

厚生労働省 からご協力 のお願い

10月1日からは65歳以上の方等が優先的に接種できるようお願い致します。それ以外の方は、10月26日（月）以降に接種するようご協力をお願い致します。
※65歳以上の方等は予防接種法に基づく定期予防接種対象者となっているため、接種の機会を逃さないためにも優先的に接種が必要となります。

●詳細につきましては、村役場ホームページ又は福祉課窓口でご確認ください。

お問い合わせ：福祉課 ☎966-1207